

事業所別喪失年齢の変更に関するお知らせ

当基金においては、加入者の資格喪失年齢（以下「事業所別喪失年齢」という。）は、60歳から70歳までの間で各事業所が選択できることとなっており、選択した事業所別喪失年齢を変更することも可能です。事業所別喪失年齢の変更は、年1回、4月1日からですが、令和6年については、12月1日から変更することもできることになりました。

これは、確定給付企業年金加入者に係る確定拠出年金の拠出限度額の見直しを行う法令が令和6年12月1日から施行されることに伴うものです。

12月1日から事業所別喪失年齢の変更をされる場合は、「事業所関係変更届」に必要事項をご記入の上、令和6年8月末日までに基金事務局に届出てください。

なお、事業所変更届の「**⑥変更年月日**」欄には「令和6年12月1日」とご記入ください。

また、事業所変更届及び添付書類「加入者同意書（喪失年齢変更用）」の様式は、当基金ホームページの「申請書ダウンロード」にありますので、そちらをご利用ください。

公認会計士企業年金基金事務局